

# 令和元年第9回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

## 1 開会及び閉会に関する事項

令和元年6月13日 午後3時開会  
午後4時15分閉会

## 2 出席者及び欠席委員の氏名

### (1) 出席者

教育長 平敷 昭人	委員 玉城 きみ子	委員 松本 廣嗣
委員 照屋 尚子	委員 上原 勝晴	委員 山里 清

### (2) 欠席委員

なし

## 3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監 参事 総務課長 施設課長 県立学校教育課長 保健体育課長 文化財課長	儀間 秀樹 識名 敦 佐次田 薫 賀数 朝正 玉城 学 太田 守克 濱口 寿夫	教育指導統括監 参事 教育支援課長 学校人事課長 義務教育課長 生涯学習振興課長	半嶺 満 當間 正和 横田 昭彦 屋宜 宣秀 宇江城 詮 山城 英昭
--	---	---	---

## 4 議事関係

### (1) 開会

平敷教育長が開会を宣告した。

### (2) 議事日程の決定

議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

### (3) 平成31年第6回議事録の承認

全会一致で、平成31年第6回議事録を承認した。

### (4) 令和元年第7回議事録の承認

全会一致で、令和元年第7回議事録を承認した。

### (5) 令和元年第8回議事録の承認

全会一致で、令和元年第8回議事録を承認した。

(6) 議事録署名人の指名

平敷教育長が、照屋委員を議事録署名人に指名した。

(7) 報告事項

報告事項1 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「工事請負契約について」に対する意見）

【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「工事請負契約について」に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

- 山里委員 老朽化した船をしっかりとその時期に合わせて造るということも大事かと思えます。質問ですけど、約 500 トンから 700 トンと大きくなり、更に生徒定員も 48 人から 60 人に増えるということなのですけども、指導教員とか船員の増等はあるのでしょうか。
- 県立学校教育課長 現在船員は 22 名という事で、標準法定数で勘案すると特に大きくなって定数に変更はないのですが、ただ生徒数の増や現在の製造の状況を踏まえて、学校の方から少し増員することは出来ないかという要請が来ております。
- 山里委員 今後検討していくということによろしいでしょうか。
- 県立学校教育課長 そうです。
- 照屋委員 沖縄水産高校の場合だと海洋技術科の生徒が乗船すると思いますが、沖縄水産高校は最近定員を満たして希望者が多いという印象です。この海洋技術科を卒業したあとの就職先は、こういった会社に就職するのか教えていただけますか。
- 県立学校教育課長 卒業進路先は同じ水産高校の専攻科がありまして、専攻科の方に平成 30 年度卒業生 16 名が進学しています。船舶関係に 15 名、その他一般大学専門学校等にも進学しております。専攻科を含めて、いわゆる船舶関係の就職者、海運関係の占める割合は 75.6%という事で、ある程度高い率で水産関係に就職しているという状況です。
- 照屋委員 ありがとうございます。

報告事項2 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「財産の取得について」に対する意見）

【説明（教育支援課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「財産の

取得について」に対する意見) について報告を行った。

【質疑等】

特になし。

報告事項3 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「車両損傷事故に関する和解等について」に対する意見）

【説明（保健体育課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「車両損傷事故に関する和解等について」に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

- 照屋委員 この物損事故を県議会に提出しないといけない、という事ですね。平成30年10月で半年ぐらい期間が経っているのですが、どうして半年もかかったのか教えてください。
- 保健体育課長 まず半年経ったという事については、当初、交通事故という形であれば専決処分という制度がございますので、専決処分を取るということで事故後手続きを進めてきたところなのですが、車を駐車した後のドアを開けるというような事であれば交通事故には当たりませんという決定がございまして、その後から損害賠償という形での手続きという事で進めさせていただいている形でございます。損害賠償の手続きについては県議会の議決事項であるという事もあり、今回の6月議会に提案させていただいているという形でございます。
- 照屋委員 わかりました。
- 教育長 補足しますと、交通事故も本来議決事項なのですが、議会から知事に委任されて専決処理していいとなっている。300万円未満の交通事故の損害賠償ですね。本来議会の権限なのですが、知事が専決処分して報告すればいいとなっている。ただ、これは交通事故じゃないので委任された事故には含まれないという整理がされたということで、その判断で時期が少し遅れたということになりました。
- 照屋委員 ありがとうございます。
- 山里委員 ある程度不可抗力な出来事かなと思いますけども、実際台風時にこういう形でドアを開けて怪我をしたり、車が損傷したり、あるいは相手方に被害を及ぼす事例というのは割と一般的には良くあることかと思えます。今回は人的な被害が双方に無かったというのは不幸中の幸いかなと思っておりますけど、職員に対してはしっかり注意喚起をすべきかと思えますのでよろしくお願いします。
- 教育長 ご意見でよろしいでしょうか。

○ 山里委員 はい。

○ 保健体育課長 わかりました。

報告事項4 令和元年度（平成31年度）実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験の応募状況

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、令和元年度（平成31年度）実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験の応募状況について報告を行った。

【質疑等】

- 玉城委員 今年も昨年に比べて志願状況は、ほとんどの区分で減っているわけですが、全国的にもそういう減少傾向にあるという事は聞いておりますが、その中においても沖縄県はまだ倍率が高いとは言われておりますけれども、毎年のように志願者が減るといふ事は教員の質の確保について非常に課題が出てくるのではないかと感じております。実は今、働き方改革が言われている中で教員にとっては持ち帰り残業を余儀無くされる等、教員の魅力がだんだん薄れている実態もあるのではないかと大変危惧しているところです。子供達の健やかな成長を担う教員の質の確保のためにも教師の魅力を伝える取り組みを大学の教員養成過程のみならず、中学校、高等学校のキャリア教育の中でも今後進めていく必要があるかなという事が1点と、もう1点は、働き方改革を今後も保護者や地域の方と一緒に一層推進していく必要があるかなと考えています。また、どちらかという教員の負の部分の強調されていることが多い中で、こういう未来の人材育成、子供達の成長を担う教員の仕事の尊さとか素晴らしさをもっと社会全体にクローズアップできるような社会であって欲しいなと願っているところです。
- 学校人事課長 玉城委員からお話がございましたように、景気が好転する中で教育学部の卒業生にとっても職業が多岐に渡る中で教職という職のイメージが悪化している中で他のところに流れる人というのが多いかと思っております。その辺りにつきましては、学校人事課が音頭取りをしているわけですが、学校現場における教員の働き方改革を推進するとともに、その成果を明らかにしていく形で、教職の魅力という部分については出来る限りマスコミの力を借りながら魅力をアピールしていく形によって志願者を増やしていきたいというところがございます。おっしゃったとおり、全国的にはまだ沖縄は教職の最終競争倍率が高い状況、昨年で8.8倍という状況がございますが、それにあぐらをかかず、我々危機感を持ってそういう部分については取り組んでいきたいと思っております。
- 玉城委員 よろしくおねがいします。
- 上原委員 今の話と関連しますけれども、ほぼ毎年減ってきているということですので、当然中長期的な計画もあって、準備もされていると思っております。確保すべきものを確保する、先の見通しを養成する大学にも見せて、こういった講師はこれぐらい採用

が変わるよとか、いろんな場面で見せていくことによって、学生の意欲も変わってくるのではないかと考えています。特に養成校、養成大学等々の連携に力を入れていただければと思います。この辺はどうでしょうか。

- 学校人事課長 おっしゃるとおり、先ほども申しあげましたように9年ほど志願者が減少傾向にある中、一方で平成22年から少人数学級を含めまして採用予定者数を増やしている状況、それから、採用受験者の資格、いわゆる年齢の上限を引き上げているという状況もありまして、そういう点ではある意味、教職を目指す方が教員になれる環境がそろってきている部分があるのかなと思います。それから、教職養成大学との連携についてですが、先週も教職課程を持つ大学との協議会を開催したところでございます。そこではそれぞれの大学の方針や今後の見通しについて意見を交換して、我々としても是非質の高い、現場に対応できる、複雑多様化している部分がありますけど、対応できる教員の養成という部分で連携していこうと続けているところでございます。
- 上原委員 関連して、保育士とかは他府県からも募集がきたりしているのですよ。将来的には教員も他府県から沖縄県に募集が来る可能性もあると思いますので、地元での採用の計画、ビジョンを作って示していくことはきわめて重要だろうと思いますので、よろしくをお願いします。
- 山里委員 今沖縄県の場合はまだまだ希望者が多いということがありまして、かなり優秀な人材を確保できているのかなとは思いますが、ただ今、全国的には例えば受験の条件としての年齢制限を廃止するとか、一旦民間に就職した教員免許を持っている方が途中でその経験を生かして教職の場で、学校の現場で、先生になりたいという方もいらっしゃると思います。今の年齢制限45歳というのを完全に撤廃するというようなことは検討されていますでしょうか。
- 学校人事課長 昨年の文科省が発表した中で全国の倍率が既に5倍切っている中で沖縄は8.8倍。そういう中で喫緊に年齢撤廃をするかというのはまだ。これもやはり文科省の方から職場経験を積んで資質を高めていく教職のような職業については、年齢制限をするのはかまわないと。労基法上はないわけですから。我々としてはすぐにそういう話にという考えはしていないわけですが、まずは先ほどもお話しました様に志願者を増やす魅力、他に流れている人達をこちらに向けるという部分で考えているところでございます。
- 山里委員 これまでも学校現場としては色々な改革をして、民間から校長先生を採用したり、専門の教員だけではなく色々な分野の知見を持った方々、経験を持った方々を採用して、これまでの学校教育で仮に少し足りない部分なり、色々な新しい社会に適用出来るような学校にしていくために、いわゆる職員や教員を色々な形で色々な分野から採用しようという流れかなと考えています。だから45歳というのはとてもいいと思いますけども、そういう意味では、中には管理職にならなくても学校現場で教

えたり、今課長が話していた年齢制限するというのはキャリアを積み上げて管理職までを考えると人事委員会も労基法上も問題ないという事は、その組織の中でしっかり校長先生まで育てていくという意味では、ある程度採用時の年齢を制限してもいいですよという事だと思うのですが、中には管理職になりたいという方だけではなくて自分の知見や経験を生かした40代50代の方が、色々な問題があるという一般的なイメージがある中で、学校で私も頑張ってみたいという方もいるかと思うので、一応引き続き検討をお願いいたします。

- 学校人事課長 慎重に検討してまいります。
- 玉城委員 日本教育新聞等を見ていると、他府県においては障がい者を教員採用選考試験に、という記事をいくつか拝見したのですが、本県においてはどうお考えですか。
- 学校人事課長 この4ページの下で特別選考等という欄がございまして、その中でなんらかの加点なりが必要な部分がこの特別選考の欄で書いてありますが、昨年度と同じ形ですが、身体に障害があるということで申告をして受けた方につきましては、試験はもちろん教員として授業行えるかという部分がありますので、原則として一般選考と同等に行いますけれども、合否の判定については一般選考とは別立てで、その人がしっかり出来るのか判断して決めたいという事で、我々もそういう検討はしているところでございます。
- 玉城委員 ありがとうございます。
- 松本委員 教育の重要性というのをよく理解しているつもりではあるのですが、世の中がどんどん変わりつつある、そして、教育の機会が学校以外では教育を受けられないということはなくなりつつあります。環境が整いつつあると学校にいかなくても自ら学ぶ場を探していけば手に入るという機会が段々増えてきている。しかも人間の能力は生まれたときから全く違うわけで、個々の能力に応じた進み方を求める人達も増えています。少しそういう学校の環境が変わってきて、文科省が示しているような学校の教育だけが教育者の活躍する場じゃないのではないかと、という考え方も出来てきているのではないかと思います。おまけに他の職業で人材が不足していますよね。そういうことで去年は他の職種に流れていくというのが結構多いのではないかと、いう事でこの受験者数が減ってきたという話が、大きな議論になったと思いますけど、それ以外にもこういう急激に下がってくるというのは何か原因が考えられるのでしょうか。
- 学校人事課長 それにつきましては先ほども申し上げましたけども、好景気の中で他の職業も選びやすくなっている中で、採用予定人員が平成22年からそれまで300人前後だったものが、400人、500人と大幅増の採用を続けてきたということがございます。それから35歳から45歳に引き上げたという形で、そういう中で大分多くの人材を採用してきたという部分が今現在志願している方が減ってらっしゃるのかなと、そういう理由もあるのかということで推測していますが、その辺については数字的なもの

のを調べているところでございます。

- 松本委員 志願者全体のプールが教師として採用されたために少し減ってきたのではないかという考え方ですね。
- 学校人事課長 そういう部分があるのかもということで数字とか論拠を探しているところです。

#### 報告事項5 県指定天然記念物の指定についての報告

##### 【説明（文化財課長）】

資料に基づき、県指定天然記念物の指定についての報告について報告を行った。

##### 【質疑等】

- 山里委員 生息数というのはどのぐらい。
- 文化財課長 結論からいうとわかっていません。今の状況だと調査しても見つけるのがやっとという感じで、1平方キロメートル辺りに何個体とかそういうデータを取るのも難しい状態です。
- 山里委員 報告の中にも絶滅が危惧されるということで、かなり数は減っているということでしょうか。
- 文化財課長 1970年代までは宮古島ではかなり普通に見られたそうです。人家の石垣のところの近くに居て人が歩くとたくさんその中に逃げ込むとかいう状況だったそうですが、近年ではかなり減っているのは間違いない。
- 山里委員 その辺を踏まえて、かなり慎重な調査審議をされてきただろうと思います。平成19年辺りから動きがあって10年近く調査研究審議をしてきているという事ですけども、この10年というのは天然記念物に指定する期間としては標準的なものになりますか。
- 文化財課長 これは異例に長いです。19年に同時に諮問したミヤコサワガニは平成22年に県指定されていますので大体3年。文化財は天然記念物に限らず諮問から答申まではだいたい3年ぐらいです。
- 山里委員 種類によって調べにくいというのがあるのか。
- 文化財課長 これが非常に調べにくいということもありましたが、それだけでは10年かかった理由は説明できなくて、我々も頑張りが少し足りなかったかなというところもあります。
- 山里委員 これからしっかり種を保存していく、天然記念物ということで周知もまた

しっかりやっていたらと思います。よろしくお願いします。

- 文化財課長 はい、わかりました。生物的には宮古島の条例でも捕獲が禁止されていて、2006年には環境省の希少野生生物にも指定されています。
- 山里委員 レッドデータにも載っているのか。
- 文化財課長 レッドデータにも載っています。環境省の法律でも条例でも捕獲は禁止されていてその面では担保されているのですが、そこであえて天然記念物指定するというのは教育普及の効果です。天然記念物というのは非常に一般の人にわかりやすいので、宮古島にもこんな貴重な生物が居るという事を教育普及していきたいと思います。
- 山里委員 わかりました。
- 上原委員 先ほどありましたアオカナヘビ、サキシマカナヘビについては指定は無いのでしょうか。今はまだ普通に見られるから指定に至ってないのか、理由についてはどうですか。
- 文化財課長 ミヤコカナヘビをまずみていたというところがあります。なぜかというところと沖縄の自然で、特に陸上動物といえはまず皆さんの頭に浮かぶのはヤンバルクイナやケナガネズミといった山原。もうひとつはイリオモテヤマネコ、カンムリワシ等の八重山。宮古と言うのは、海はすごいけど陸上生物はあまり注目を浴びていなくて認識されていないところがあるので、そういう意味ではミヤコサワガニとかミヤコカナヘビとか天然記念物指定して、世界中でここにしか居ない生き物が居るという事を示したいというのもありました。今後アオカナヘビやサキシマカナヘビもやるかというのは検討していきたい。
- 上原委員 本島八重山の個体数はかなり減っているのですか。
- 文化財課長 これはまだわからない。調べたことがない。実はアオカナヘビは1996年まではミヤコカナヘビと同一種だと思われていて、それくらい似ているのですよ。脚の色や鱗の列がちょっと違うという事でそれをちゃんと調べたら別種だった。しかもそのミヤコカナヘビは遺伝的に調べるとアオカナヘビやサキシマカナヘビとは近くなく、ごく近い親類は台湾や中国大陆にいるという非常に不思議な分布をしているのでこれはなぜだろうという話です。

#### 報告事項6 夜間中学設置に関するニーズ調査について

【説明（義務教育課長）】

資料に基づき、について報告を行った。

【質疑等】

- 松本委員 テレビ等で義務教育を受けられなかった方たちがそういう夜間中学に入って学んで、字が書けるようになった、読めるようになったというのを時々見ますよね、非常に大事なことかと思えます。今回有効回答率が 12.88%と非常に低いのですが、調査はアンケートでやられて、結局その個人に送って返事を貰うというやり方なのでしょうか、それとも誰かが聴取に行って、聞きながら回答をするというやり方を取られたのでしょうか。
- 義務教育課長 聞きに行ってではなく、41 市町村に所在する企業にアンケート用紙をお配りして、可能性のある方に手渡しをして回収をしているということと、それから関連施設とか関係機関にもアンケート用紙をお配りして回収している。
- 松本委員 ご本人がアンケートの内容が読み取れるような状態だったのですか。それが出来ないという回答し方がないですね。いわゆる文盲とか、そういう状態に近い人達だとアンケートを貰っても読めないですね。回答も難しいのではないかと思うのです。そういった事が補助されると 12.88%というのがもっと増えたのではないか。
- 義務教育課長 県内企業の従業員を介して、そういった方々にお配りして、恐らく話を聞きながら回答した状況もあると思いますが、一概に全回答が戻ってきてはいないので、その辺も含めてまた検討したいと思えます。
- 玉城委員 夜間中学校設置に関わるニーズ調査というのは県内全域で行われる大変大掛かりな調査だったというのがこの概要報告からわかります。その中で通学希望者のうち夜間中学校対象となる人数が 55 名、そして夜間中学校に通わせたい人のうち個人が確認できる人数が約 28 名と、こういう事が明確になっています。今後もまた補足調査が行われるわけですが、公立中学校夜間学級等設置検討委員会はまだ設置されているのですか。
- 義務教育課長 3 年目に入ります。
- 玉城委員 では、これから夜間中学校の設置主体とか、設置規模など話し合われていくと思うのですが、開校までどの程度の期間を考えておられるか。これだけの人数で、また全県にバラついているということで、大変期間が長くなると思うのですが、学びたいという人にとっては早めに開校して欲しいという願いもあるかと思えます。その辺りはどうお考えでしょうか。
- 義務教育課長 今回の調査結果を踏まえて、設置検討委員会で市町村立にするか、県立学校にするか色々な形の設置主体や方法があると思えますので、その辺りも踏まえて検討していくことになっていきますが、できる限り早めに開校の準備ができるように検討委員会の中でお話していくことになるかと思えます。
- 玉城委員 まだ見通しはついてない、ということですか。
- 義務教育課長 はい。

- 上原委員 いまの事に関係しますけど、公立中学校夜間学級等設置検討委員会ということで、場合によっては夜間中学校でなくて学級としても考えられるということなのではないでしょうか。
- 義務教育課長 夜間学級というか、2部授業をやってもいいという話もあるのですが、公立中学校を作ってその中の夜間学級ということの検討委員会ということになります。
- 上原委員 普通でしたら1学級定員、定数が決まっていますよね。このように夜間中学についても定数がある程度あって、少ないから学級にしようとか、そういうこともあり得るのですか。
- 義務教育課長 原則的には1条校の扱いになりますので、定数については普通の公立中学校と同じような扱いになります。
- 上原委員 検討委員会の名前が公立中学校になっているのですが、今のところ私立などのほかの高校は考えていないのでしょうか。
- 義務教育課長 検討委員会の中では私立とかも考えていますが、文科省からは都道府県に1校、公立の夜間中学校をつくる方針を促していますので、一応検討委員会の名前は公立中学校ということで入っています。
- 教育長 公立限定ではないですね。
- 義務教育課長 ないです。
- 教育長 名前に「等」が入っているので設置主体も含めて検討するから、県立や市町村立もあるし、まだ特定はしていませんが設置主体とか規模とかも含めて検討の余地はあるということ。
- 上原委員 いずれにせよ、対象になっている方々にとっては公立でやっていただくことが非常に学習面ではありがたいと考えられるだろうと思います。そういった方向性を持ちながら、数によってはもしかしたら「任せてみようか」というのが出てくるのではないかと気になったものですから。
- 義務教育課長 その点も踏まえて検討していきたいと思います。
- 山里委員 調査結果の(2)、対象者絞っているのですが、最後に卒業したのが「小学校」「中学校」「学校にいない」と回答した方となっていますけど、「中学校」というのは不登校とか実際には中学校はほとんど行ってないのだけでも、特別な配慮で中学校の卒業認定をもらった方の学び直しということも「中学校」の対象にするということではないでしょうか。
- 義務教育課長 形式卒業ということでしょうか。昔は卒業させなかったのだけど変わ

って、今は形式卒業という方もいますので、その辺りの学び直しも一緒にしますということ。

- 山里委員 ここについては先ほど勉強会でもありましたけど、実際は年齢的にこういった方は元の中学には戻れないわけですから、現在まだ中学生で不登校の方は基本的に夜間中学行くのではなくて、それは別ということですね。
- 義務教育課長 適用指導教室とか支援を行っているということです。
- 山里委員 わかりました。

## (8) 議案審議

### 議案第1号 令和2年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

#### 【説明（義務教育課長）】

資料に基づき、令和2年度に使用する教科用図書の採択基本方針についての説明を行った。

#### 【質疑等】

- 玉城委員 いよいよ次年度は小学校の指導要領が完全実施であり、続いて中学校、高等学校という順になる。今回は小学校の全教科書、そして中学校の方でも採択が行われるということで、採択基本方針や調査観点などを読ませていただきました。その中でとても目を引いたのが学習指導要領に謳われている3つの資質能力、3つの柱の育成がバランスよく実現できるということや、小中高校の円滑な接続が図られるように工夫するという、また関連する教科の目標を達成するのに十分であること等、そういうのが非常に目に留まったのですが、それだけに各採択地区における教科用図書調査研究の結果を慎重に検討協議していくことが望まれると感じております。文部科学省の検定を通った各会社の教科書ですから、それぞれ良さがあって、それだけに調査研究員とか採択の方々も悩まれるだろうと思われまます。その時にこの調査観点に照らしながらも調査研究員や採択員の思いや願い、力量、研究、討議の内容等がすごく教科書採択に影響していくのだろうと感じております。そこで調査研究員や採択員はどちらかというと教員が多い。調査研究員は現場の教員ですよね。採択員の中にも現場の教員がおられる。働き方改革が行われていく中でどのようにして調査研究の時間や研究討議を十分行うための時間を取っておられるだろうか少し気になるところです。県教育委員会に置かれますと、市町村教育委員会及び義務教育諸学校の校長に対して指導・助言・援助を行うとありますけど、この辺はどのように支援や援助を行っていただけるのでしょうか。
- 義務教育課長 指導・助言・支援というのは、採択の基本方針を諮問して、審議会から採択の基本方針を使って指導助言することになっております。調査員については各種目4人ずつ、それぞれで教科書を読んで協議します。大変忙しい時期とは思いますが

が3回集まってお話をしてまとめていくという形で進めております。出来るだけ負担にならないように、ただ調査員を引き受けたら学校でも調査員というのは伏せないといけませんので、その辺り踏まえて、校長先生にお願いして進めていきます。

- 玉城委員 採択委員の検討討議というのはかなり時間が必要になってくると思うのですが、これは各市町村に任せるのですか。県からは時間的なものとか期間とかは一切かかわっていないのですか。
- 義務教育課長 採択地区の方に任せている。県からはこのように関わるという事はない。やり方なども採択地区の方にゆだねている。採択地区も期間については、まとめて集まってやっているところもある。集中してやる採択地区もあると伺っています。
- 玉城委員 今回次期学習指導要領の始まりで、もっとも大事な時期で教科書をどう採択するかで各地区でも色々課題も出てくるのではないかと思います、この研究討議を十分持って頂きたいという思いもありまして、このような質問を致しました。
- 義務教育課長 それにつきましては、13 ページからの「令和2年度に小学校で使用する教科用図書の採択について」ということで、そこに色々説明を加えまして、2番目の教科用図書の調査観点についての基本方針のところには先ほどお話のありました3つの柱も入れて、その辺りも踏まえて採択をしてくださいということで県の方からはこのような形で指導助言という形を取っているところでございます。直接関わるということとはできないです。
- 玉城委員 わかりました。
- 山里委員 実際の審議会の答申の内容、それから基本方針については特に意見はなくて、しっかり調査研究されていると思います。聞きたいのは、特別支援教育の中には18ページにCD、DVDという表現があったりして、余りそれに偏りすぎたものはダメだとか、ジグソーパズル型、切り紙型などに偏重しているのはダメだとありますけど、副教材としては当然使われているとは思いますが、先ほどの報告事項の中でも県立高校の中ではタブレットとか電子黒板とか使われていて、今後新たに何台かのパソコンがそこに導入されるということなのですが、一般論として、これからの教科書のあり方として、教科書がそういう電子媒体や端末を使ったものになるということは、まだ文科省は特に何らかの方向性は示していないのでしょうか。まだやはり紙の教科書ということでしょうか。
- 義務教育課長 特別支援に限らず小学校中学校でもデジタル教科書というのを活用しておりますので、特別支援学校も、体裁をなしてないものを選定しないようにと書いていますので。
- 山里委員 使うな、ということではないのですか。
- 義務教育課長 使うな、という事ではございません。きちんとこの教科用図書として

適切な体裁をなしているものを選定するようにということ。

- 山里委員 現時点で文科省の検定済教科書というのはあくまでも紙ベースのものか。
- 義務教育課長 紙ベースのものです。あと学校に配られるのはまたデジタル教科書に変換して配られて、デジタル教科書でできるようにしています。
- 山里委員 前回の教育委員会の会議でも私がちょっと見聞きしたものだだったので確認はしてないのですが、タブレットを使った授業を正規のカリキュラムとして、授業内容として使っても良いと、文科省も認めたというニュースをテレビで見た。ただし100%ではなくて実際に教える50%以内であればタブレットのみでも良いと。
- 義務教育課長 機器として使う分には先ほど支援課からもありましたように、積極的に活用してくださいというのがありますが、学書の中身については文科省の学習指導要領に準拠した教科書でやるということになっています。やはり予算のかかることで
- 山里委員 タブレットだけで授業してもかまわないのですか。
- 義務教育課長 かまわないということです。あくまでもこれは機器ですので。学習指導要領の中身をしっかり教えていくという形でやるということです。
- 山里委員 わかりました。
- 上原委員 本県の採択地区、今は何地区ありますか？
- 義務教育課長 石垣が2地区に分かれていますので、今は7地区。
- 上原委員 つまりこれまでの6地区が7地区になった。石垣の2地区というのは。
- 義務教育課長 竹富と八重山地区です。石垣と与那国が1つの地区になります。そして、竹富町です。
- 上原委員 もう1点は、教科は1種目ですよね。例えばその地区に教科書会社が1つだろうとその1つになるのですか。
- 義務教育課長 はい。そうなります。
- 上原委員 その場合は小学校と中学校は採択年度が違いますよね。その採択地区で教科書会社が違うということもありうるのでしょうか。
- 義務教育課長 はい。小中違うことはあり得ます。
- 上原委員 その場合は、先ほどありました円滑な接続が言われている中で、小学校がいつも先になりますので、例えば小学校の教科書の採択状況をよく見ながら、中学校

は採択していくということになるのでしょうか。

- 義務教育課長 それはあり得るのですが、原則教科書検定を受けた教科書は全て同じ内容が含まれているというのを前提に採択していきます。会社が違おうと、順序は違おうと思いますが中身については学習指導要領に準拠した内容になっています。
- 上原委員 後でいいですので、また小中揃ってから、違いが有るかどうかがデータが集まりましたら、後日いただけたらと思います。
- 義務教育課長 わかりました。
- 山里委員 確認です。審議会の表題が令和2年度に「小学校で使用する」、それから「中学校で使用する」という事になっているのですが、この表をみると1年差がありませんよね。中学校も令和2年度という事でよろしいですか。
- 義務教育課長 中学校も採択はします。
- 山里委員 中学校の使用は令和3年からですか。
- 義務教育課長 いや、小学校は次年度から全面実施で採択します。中学校は次の年になります。だけど、2017年に採択したのが今2年目で4年間使えることになっています。この次の年、令和2年度は2017年に採択した教科書をそのまま継続して使う。去年は小学校がそういう形でした。そして、また来年、中学校で全面実施になる前の年に採択するという形になります。特別支援は毎年採択している。ちょっと今回だけがずれている形になります。
- 山里委員 わかりました。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

(9) その他

特になし

(10) 閉会

平敷教育長が閉会を宣言した。